

一時預かり事業のあり方について

幼稚園以外による一時預かり事業については、表 1 のとおり平成 32 年 4 月の需要量見込み 210,515 人日に対し、ファミリー・サポート・センター事業による確保をあわせて、226,194 人日を確保する計画としている。このうち、ほっとステイや保育所等による一時保育などで 199,100 人日を確保する計画となっているが、その内訳は表 2 のとおりとなっている。

保護者の就労等、要件のある預かり事業である保育所等での一時保育による確保が 172,500 人日であるのに対し、理由を問わない一時預かり事業であるほっとステイ（ひろば内ほっとステイ含む）による確保は 26,600 人日と 13%程度に留まっている。

保育所等による一時保育は、待機児童を抱える現状において、仕事と家庭の両立を進める施策として重要な役割を果たしている。待機児童の解消の目途がある程度たつまでは、保育所による一時保育により待機児童となっている児童を優先的に預かることができる現状の体制を維持することは必要である。

表 1 支援事業計画（案） 幼稚園以外の一時預かり事業抜粋

（人日）		H28 年 4 月	H29 年 4 月	H30 年 4 月	H31 年 4 月	H32 年 4 月
一時預かり （その他）	需要量見込み	198,338	201,670	205,344	208,325	210,515
	確保の内容 一時預かり	125,780	162,500	176,000	188,300	199,100
	確保の内容 ファミサポ	17,032	22,709	26,248	26,671	27,094
	確保の内容総計	142,812	185,209	202,248	214,971	226,194

表 2 確保の内容 一時預かり の内訳

（人日）		H28 年 4 月	H29 年 4 月	H30 年 4 月	H31 年 4 月	H32 年 4 月
理由を問わ ない一時預かり	ほっとステイ	22,680	25,700	26,000	26,300	26,600
理由を問う一 時預かり	保育所一時保育	93,000	126,700	140,400	152,400	164,400
	単独型一時保育	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	保育室一時保育	4,100	4,100	3,600	3,600	2,100
	計	103,100	136,800	150,000	162,000	172,500
総計		125,780	162,500	176,000	188,300	199,100

保育の需要については、表3のとおり、平成29年4月には、1-5歳の需要量見込みを満たす確保がされ、平成30年4月には一定の余剰が生まれる計画となっており、この時期には就労等を理由として一時保育を利用する方が大幅に減少していることが考えられる。

一方で、在宅で子育てをしている保護者がちょっとした用事や気分転換を図るなど、一時預かり事業にはレスパイト機能も求められており、現状、ほっとステイ（ひろば内ほっとステイ含む）やファミリー・サポート・センター事業により対応を図っているところであるが、ほっとステイについては予約がとりにくい状況が続いている。

こうしたことから、今後の一時預かり事業のあり方について、検討を進めていくことが必要である。検討にあたっては、保育所による一時保育とほっとステイ両者の制度の違い（別紙参照）も考慮し、必要な改定の検討や段階的な要件撤廃の手法も含め、子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会において、ご意見を伺いたい。

表3 保育所等にかかる支援事業計画（案）

		(人)	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	H32年4月
0歳(3号)	需要量見込み		3,212	3,196	3,241	3,260	3,286
	確保の内容		1,503	1,782	2,080	2,278	2,476

		(人)	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	H32年4月
1-2歳(3号)	需要量見込み		6,773	6,868	7,014	7,133	7,206
	確保の内容		6,115	6,954	7,706	8,189	8,672

		(人)	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	H32年4月
3-5歳(2号)	需要量見込み		9,116	9,136	9,220	9,443	9,669
	確保の内容		8,316	9,284	9,758	10,097	10,436

子ども・子育て会議委員よりこれまで頂いているご意見

森田会長

1歳以上の保育需要を満たす確保がなされた際の保育所一時保育による0歳児の預かりの実施。
多様な働き方に対応すべく、就労等で半日程度の預かりが必要な方の定期利用を可能とする。

松田委員

在宅子育て家庭向けの理由を問わない預かりの拡充

保育所による一時保育とほっとステイ（一般型）の制度比較

	保育所一時保育	ほっとステイ（一般型）
利用要件	就労、就労のための技能取得、通学、通院、親族の看護または介護により家庭による保育が一時的に困難	家庭による保育が一時的に困難（理由を問わない）
利用期間等	3ヶ月以内（延長可、拳証資料要） 保育ごあんないでは6ヶ月 相当の理由があれば6ヶ月延長可。 週3日程度	1施設につき1日1回 月8回まで （区長が特に認める場合の特例規定有り）
運営時間	日曜・休日・年末年始以外の日 1日8時間程度	週6日 1日6時間以上
預かり時間	1日（8時間程度） または半日（4時間程度）	1歳以上：2時間～6時間 0歳：1時間～4時間
預かり、引渡しのタイミング	1日または半日単位のため、朝、昼、夜の3回	昼食前後を除き、1時間あるいは30分ごとに随時
定員	5～10名程度 2、3名の園もあり	5名以上
年齢	1歳～未就学、0歳は未実施	4ヶ月から就学前 0歳児預かりは必須ではない
保育料	1日 3,000円 半日 1,500円 国の緊急対策で軽減の可能性あり 低所得世帯に対する軽減あり	1歳:2h 1,250円～ 例) 4h 2,500円、6h 4,100円 0歳:1時間につき 900円
実施主体	認可保育所または保育室を運営している事業者。ただし営利を目的としない団体であって区長が必要と認めたとときの例外規定あり。	保育所等の運営経験又は在宅子育て支援に関する事業の経験を有する法人又は団体
専用面積	保育所の基準準用 1歳 3.3㎡以上 2歳～1.98㎡以上	1人あたり 3.3㎡以上
職員配置	一時預かりに専ら従事する保育士を配置できること 保育所の基準準用	専任職員2名、うち1名保育士、無資格者は研修修了者
職員配置の特例	一時保育を受ける児童の処遇に支障のない限り、 <u>保育所の状況に応じ、保育士以外の保育所職員の協力を得ることを妨げない。</u>	<u>一般型はなし</u> ひろば活用型は、ひろば職員の支援が受けられる場合は研修修了者の代替とできる。

